

【 手術 】

75 四肢の血管拡張術・血栓除去術時等の経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤーの算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

次の手術における経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤーの算定は、原則として認められない。

- (1) K616 四肢の血管拡張術・血栓除去術
- (2) K617－4 下肢静脈瘤血管内焼灼術
- (3) K682－2 経皮的胆管ドレナージ術
- (4) K783－2 経尿道的尿管ステント留置術

○ 取扱いを作成した根拠等

経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤーについては、厚生労働省通知※において、「経皮的冠動脈形成術（P T C A）用カテーテル等を冠動脈狭窄部位に誘導するガイドワイヤーであること」と示されており、上記手術における当該材料の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）特定保険医療材料の定義について